

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途の明確化について

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、全て社会保障施策に充てることとされています。

平成28年度決算における社会保障関係経費の状況は、次のとおりです。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	村債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 化分の市町村 交付金)	その他
民生費	社会福祉費	2,390,215	1,261,754	0	10,295	85,176	1,032,990
	老人福祉費	994,853	79,381	0	105,160	61,725	748,587
	児童福祉費	2,729,783	1,795,300	0	169,868	58,244	706,371
	小 計	6,114,851	3,136,435	0	285,323	205,145	2,487,948
衛生費	保健衛生費	1,205,354	40,607	0	707,222	34,852	422,673
	小 計	1,205,354	40,607	0	707,222	34,852	422,673
合計		7,320,205	3,177,042	0	992,545	239,997	2,910,621

※普通会計決算統計数値となっております。